

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年3月30日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要
港北区公園緑地台風対応業務委託(緊急)
- 2 履行(納品)場所
港北区小机町733番地ほか3か所
- 3 契約日
令和元年10月13日
- 4 履行日又は履行期間
令和元年10月13日から令和2年2月28日
- 5 契約金額
¥12,040,506.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,094,591円)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
有限会社 真田造園 代表取締役 真田 達夫
横浜市港北区仲手原2-30-2
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和元年の台風19号によって発生した倒木等の被害により公園・緑地内の安全を確保するため。
- 8 契約の相手方の選定理由
港北区の災害協力(土木・造園)業者で、緊急対応可能な造園業者であったため。
- 9 所管課
環境創造局公園緑地部北部公園緑地事務所